

首都高速道路株式会社

第4回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第4期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料2

(決議事項)

資料3

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

事業報告

〔 平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで 〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は、世界的な金融危機・世界経済減速により弱含みで推移しましたが、後半は、金融危機の深刻化や為替相場の変動等により、輸出・生産や企業収益が大幅に減少するなど急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

このような経済状況の下、当社においては、平成21年2月11日に晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口間1.5km）を新たに開通させるとともに、神奈川1号横羽線大師出入口（横浜方向）を同年3月29日に完成させるなどの事業を展開してまいりました。これらの開通等により、首都高速道路ネットワークの利便性の向上、アクセス強化が図られております。

利用交通量は、普通車は対前期比2.7%減、大型車は6.4%減となり、全体としては前期より3.0%減の407百万台（111万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

グループ経営においては、料金収受業務に係る連結子会社8社を3社に再編するとともに、高速道路事業における維持修繕業務（構造物点検）に係る連結子会社1社及び交通管理業務（車両の運転及び故障車、事故車の救援等）に係る連結子会社1社を設立しました。これにより当社グループ会社は、高速道路におけるサービスの提供等を行う料金収受子会社3社、交通管理子会社2社及び維持修繕子会社7社並びに駐車場、パーキングエリアにおけるサービスの提供等を行う子会社3社の計15社となっております。

この結果、当連結会計年度の営業収益は306,973百万円（前年同期比31%減）、営業利益は4,052百万円（同59%増）、当期純利益は3,252百万円（同59%増）となりました。事業の部門別の営業収益の状況については、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は295.0kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るために普及に努めているETCについては、従来から実施しているパーキングエリア等におけるワンストップサービスや曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、ETCの利用率は、平成21年3月第4週の週間平均が83.3%となり、前期比で3.0%の増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、

サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等は景気後退やタンクローリー火災事故に伴う通行止めの影響等により、246,907百万円（前年同期比3%減）となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間4.3km）の平成21年度中の開通、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線29.0kmの整備を行ってまいりました。

このうち晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口間1.5km）を平成21年2月11日に、神奈川1号横羽線大師出入口（横浜方向）を同年3月29日に完成させました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口の整備等、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

当連結会計年度の高速道路事業営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口）及び神奈川1号横羽線大師出入口の開通等があったものの、前期の中央環状新宿線（4号新宿線～5号池袋線間）の開通等による道路資産完成高を下回ることから43,588百万円（同76%減）となりました。

この結果、当連結会計年度の高速道路事業営業収益は290,496百万円（同33%減）となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、長期安定的な定期顧客の獲得とお客様にご利用しやすい料金の設定等の取組を行いました。また、新規駐車場の開設を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の同事業営業収益は2,802百万円（同1%減）となりました。

[受託事業]

横浜環状北線建設事業と同事業に関連する都市計画道路事業の用地取得等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

この結果、当連結会計年度の同事業営業収益は12,843百万円（同397%増）となりました。

[その他の事業]

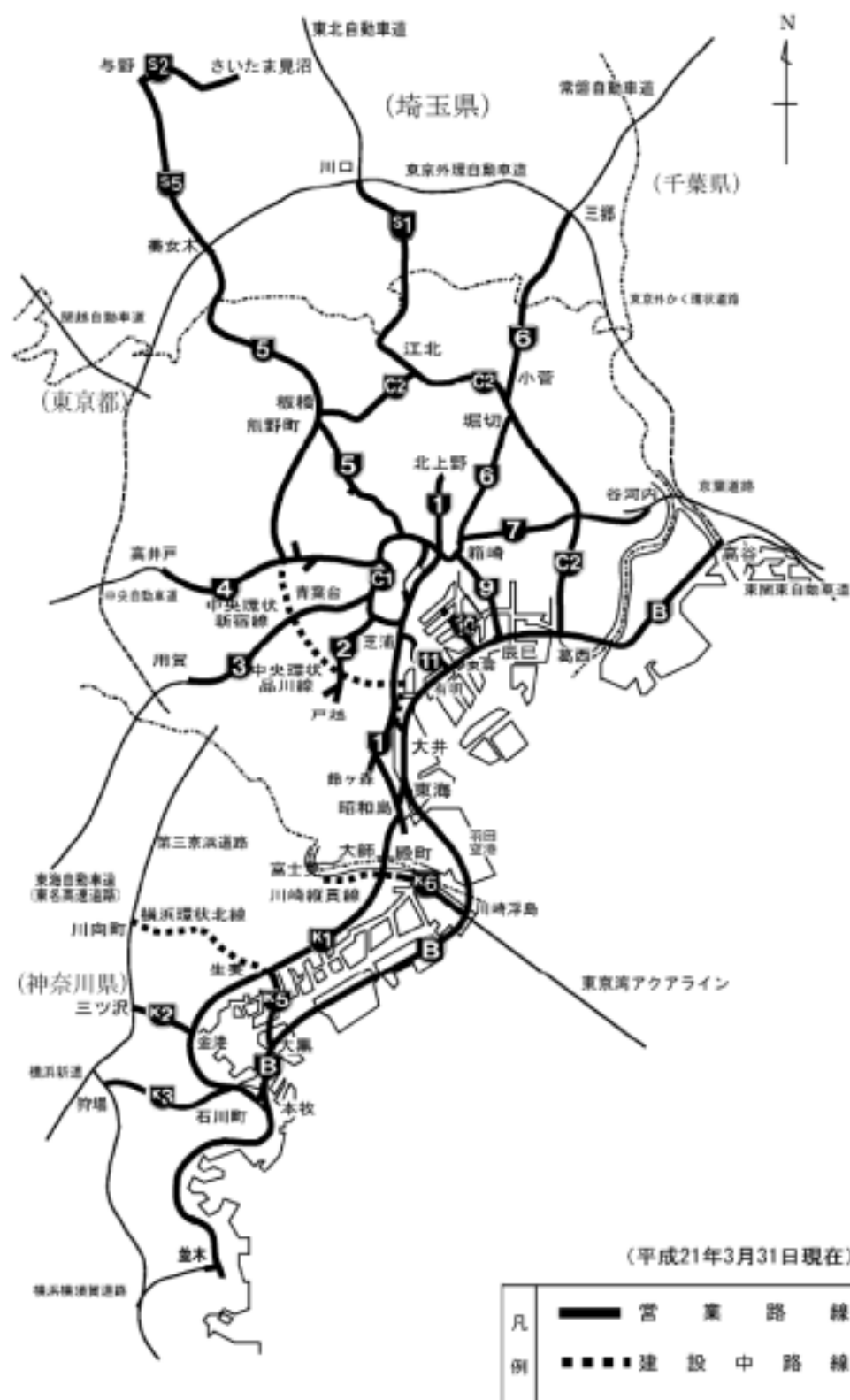
休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客

様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、代々木パーキングエリアや川口パーキングエリアのリニューアル、夏季繁忙期の販売促進イベントの実施、営業時間の延長等お客様のご要望に合致した施策を行ってまいりました。

また、高架下賃貸施設の運営及び管理等を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の同事業営業収益は1,077百万円（同16%増）となりました。

首都高速道路図



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の募集を行いました。

① 無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	平成20年7月、11月	284億円

② 有利子調達

種 別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
第6回政府保証債(10年)	平成20年5月	100億円
第3回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成20年10月	200億円
第7回政府保証債(10年)	平成21年2月	85億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成21年3月	650億円
金融機関からの長期借入金(10年)	平成21年3月	10億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は22,851百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口間）開通に伴う料金所設備の新設
- ・駐車場事業(都市計画駐車場)：都市計画駐車場施設(換気設備・料金精算装置)の更新
- ・駐車場事業(高架下等駐車場)：あやめ第一公園自動二輪駐車場、用賀二丁目駐車場の新規開設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：中央環状新宿線(3号渋谷線～4号新宿線間)等の料金所設備の設計
安全対策に係る料金所施設の拡充及び料金所監視設備の整備拡充

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による減失
該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

高速道路事業における料金收受業務について、当社グループの一部門として当該業務を効率的に実施することを目的として、当社の連結子会社間において次のとおりそれぞれ平成20年7月1日付けで吸収合併を行っております。

- ① トラストイーロード(株)は、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス西東京(株)に変更しております。
- ② (株)とうさいは、(株)トーワン及び(株)エフイージーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス東東京(株)に変更しております。
- ③ ケイエス(株)は、横浜アールエス(株)を吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス神奈川(株)に変更しております。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
- 高速道路事業における維持修繕業務（構造物点検）及び交通管理業務に係る連結子会社を次表のとおり設立しております。

名称	高速道路事業における主な業務	出資比率(%)	設立日
首都高技術(株)	維持修繕業務 (構造物点検)	100.0	平成20年6月6日
首都高カー・サポート (株) (注2)	交通管理業務	100.0 (100.0)	平成20年7月1日

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

2：当社の連結子会社である首都高パトロール(株)の全額出資により設立しております。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 平成17年度	第2期 平成18年度	第3期 平成19年度	第4期 平成20年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	143,749	292,373	444,910	306,973
当期純利益(百万円)	2,935	2,707	2,037	3,252
1株当たり当期純利益金額(円)	108.73	100.28	75.47	120.46
純資産額(百万円)	29,935	28,188	30,625	33,944
総資産額(百万円)	402,986	504,704	454,814	548,883

注1：第1期連結会計年度は平成17年10月1日から平成18年3月31日までの半年間です。

2：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第1期 平成17年度	第2期 平成18年度	第3期 平成19年度	第4期 平成20年度 当事業年度
営業収益(百万円)	143,749	291,016	443,158	305,241
当期純利益(百万円)	2,936	2,555	985	1,989
1株当たり当期純利益金額(円)	108.74	94.65	36.51	73.67
純資産額(百万円)	29,936	28,006	28,992	30,981
総資産額(百万円)	402,943	502,564	449,063	540,894

注1：第1期事業年度は平成17年10月1日から平成18年3月31日までの半年間です。

2：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」（計画期間：平成18年度～平成20年度）の最終年度である今期は、距離別料金への移行に取り組んでまいりましたが、平成20年8月の「安心実現のための緊急総合対策」及び同年10月の「生活対策」に基づき、現行

の均一料金を平成22年度末まで継続することとしました。また、「生活対策」等に基づく高速道路料金の引下げのため「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、高速道路利便増進事業に関する計画を、機構とともに策定し、国土交通大臣の同意を得ました。この計画に基づき、機構債務の一部が一般会計に承継され、併せて機構との「都道首都高速1号線等に関する協定」における料金の額及び貸付料等を平成21年3月末に変更しました。

当社としては、新たな中期経営計画を策定し、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念の更なる推進に取り組んでまいりますとともに、距離別料金の導入に向けて、関係機関等と引き続き協議してまいります。

[高速道路事業]

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、ネットワーク整備の要となる中央環状新宿線・品川線については、平成19年度に開通した4号新宿線～5号池袋線間に続き、3号渋谷線～4号新宿線間4.3kmの平成21年度中の開通による新宿線の全線開通と品川線(3号渋谷線～湾岸線間9.4km)の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組として、ETC利用率の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

[高速道路事業以外の事業]

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高める様々なバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、道路空間、未利用地を活用した利便増進施設の整備やロジスティクス事業を進めてまいります。

(10) 主要な事業内容(平成21年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

(11) 主要な事業所(平成21年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京建設局	東京都新宿区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 使用人の状況(平成21年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数(名)
3, 150 [1, 314]

注：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 119	20	42.7	17.3

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株) (注2)	50	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株) (注3)	50	81.9	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株) (注4)	50	66.5	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	40	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高ETCメンテナンス(株)	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(ETC))
首都高機械メンテナンス(株)	40	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス(株)	30	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

2：平成20年7月1日付けでトラスティロード(株)は、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス西東京(株)に変更しております。

3：平成20年7月1日付けで(株)とうさいは、(株)トーワン及び(株)エフイージーを吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス東東京(株)に変更しております

4：平成20年7月1日付けでケイエス(株)は、横浜アールエス(株)を吸収合併するとともに、商号を首都高トールサービス神奈川(株)に変更しております。

(14) 主要な借入先及び借入額(平成21年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	6 6 1
国土交通省	3 6 7
東京都	3 6 7
(株)みずほコーポレート銀行	3 8 8
(株)三菱東京U F J銀行	2 0 3

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成21年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 : 7名
- (4) 大株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
国土交通大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	はせがわ こうじ 長谷川 康司	最高経営責任者
代表取締役社長	ささき かつみ 佐々木 克己	最高執行責任者
常務取締役	たちもり としあき 日月 俊昭	計画・環境 品質管理 入札監視部門
常務取締役	せの としき 瀬野 俊樹	経営企画 総務・人事 監査部門 (財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)
常務取締役	かじやま おさむ 梶山 修	サービス推進 事業開発部門
常務取締役	えや しゅんご 恵谷 舜吾	建設事業 技術管理部門
常務取締役	のぐち ひであき 野口 秀昭	財務 営業部門 距離別料金担当
監査役(常勤)	くらさわ とよあき 倉澤 豊哲	
監査役(非常勤)	たむら しげみ 田村 滋美	東京電力(株)顧問
監査役(非常勤)	うじ かぞう 宇治 嘉造	(株)トヨタアカウンティングサービス顧問

注1：常務取締役瀬野俊樹氏は、(財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)を兼務しております。なお、当社と同財団との間には、事務所施設を有償にて貸与するなどの取引関係がございます。

2：監査役田村滋美氏は、東京電力(株)顧問を兼務しております。なお、当社と同社との間には、電力供給契約の取引関係がございます。

3：監査役宇治嘉造氏は、(株)トヨタアカウンティングサービス顧問を兼務しております。なお、当社と同社との間には、重要な取引関係はございません。

4：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

5：監査役宇治嘉造氏は、経理部門での業務経験が20年以上あり、財務等に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 社外役員に関する事項

	倉澤豊哲	田村滋美	宇治嘉造
①他の会社の業務執行者との兼務状況	—	別記 1	別記 1
②他の株式会社の社外役員との兼任状況	—	—	—
③会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係	—	—	—
④当事業年度における主な活動状況	別記 2	別記 2	別記 2
⑤責任限定契約に関する事項	別記 3	別記 3	別記 3
⑥社外役員の報酬等の総額	別記 4	別記 4	別記 4
⑦親会社又は当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額	—	—	—
⑧社外役員に関する事項の内容に対しての意見	—	—	—

別記 1：他の会社の業務執行者との兼務状況については、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項(平成21年3月31日現在)」に関する表(注2及び3を含む。)に記載のとおりです。

別記 2：社外監査役倉澤豊哲氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役田村滋美氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち11回及び監査役会12回のうち11回出席し、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役宇治嘉造氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記 3：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記 4：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	10名	133百万円
監査役	3名	26百万円
計	13名	159百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定めております。

2：上記には、平成20年6月27日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対する報酬を含んでおります。なお、平成21年3月31日現在の支給人数は取締役7名、監査役3名です。

3：上記のほか、平成20年6月27日開催の第3回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対する退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役3名 12百万円

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	72百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

注：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (7) 解任又は不再任の決定の方針
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました（最終改正：平成21年5月21日）。

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、四半期毎に各取締役による職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役、執行役員及び本社ライン部室長が出席する「経営会議」を原則として週1回開催し、取締役が相互に職務執行の適法性を確保するよう努める。両会議には監査役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を委員長代理、担当取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者6名を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、総務担当取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口の情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。
内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。
なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。
7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。
監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。
取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1頁中の利用交通量及びETCの利用率に係る数値並びに9頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成21年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

現金及び預金		11,187
高速道路事業営業未収入金		40,384
未収入金		4,811
短期貸付金		22,988
たな卸資産		
仕掛道路資産	352,784	
貯蔵品	303	
その他のたな卸資産	<u>50</u>	353,138
受託業務前払金		34,981
前払金		2,338
繰延税金資産		1,251
その他		2,274
貸倒引当金		<u>△ 204</u>

流 動 資 産 合 計

473,152

II 固定資産

有形固定資産

建物	12,291	
減価償却累計額	<u>△ 2,668</u>	9,623
構築物	19,561	
減価償却累計額	<u>△ 2,916</u>	16,645
機械及び装置	41,028	
減価償却累計額	<u>△ 5,914</u>	35,114
車両運搬具	1,630	
減価償却累計額	<u>△ 673</u>	956
工具、器具及び備品	738	
減価償却累計額	<u>△ 306</u>	432
土地		8,027
リース資産	93	
減価償却累計額	<u>△ 15</u>	77
建設仮勘定	<u>1,827</u>	72,703
無形固定資産		1,639
投資その他の資産		
投資有価証券	30	
敷金	955	
繰延税金資産	311	
その他	94	
貸倒引当金	<u>△ 3</u>	<u>1,387</u>

固 定 資 産 合 計

75,731

資 産 合 計

548,883

負 債 の 部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	38,671	
短期借入金	950	
一年以内返済予定長期借入金	10,984	
未払金	6,038	
リース債務	26	
未払法人税等	2,173	
預り金	764	
受託業務前受金	39,308	
前受金	1,376	
賞与引当金	1,344	
回数券払戻引当金	30	
その他	<u>2,365</u>	
流 動 負 債 合 計		104,036

II 固定負債

道路建設関係社債	115,714	
道路建設関係長期借入金	243,756	
その他の長期借入金	19,794	
リース債務	55	
退職給付引当金	31,049	
役員退職慰労引当金	116	
負ののれん	6	
その他	<u>410</u>	
固 定 負 債 合 計		<u>410,902</u>
負 債 合 計		<u><u>514,938</u></u>

純 資 産 の 部

I 株主資本

資本金	13,500	
資本剰余金	13,500	
利益剰余金	6,448	
株 主 資 本 合 計		<u>33,448</u>

II 少数株主持分

	<u>496</u>	
純 資 産 合 計		<u>33,944</u>
負 債 ・ 純 資 産 合 計		<u><u>548,883</u></u>

連 結 損 益 計 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I 営業収益		306,973	
II 営業費用			
道路資産賃借料	183,405		
高速道路等事業管理費及び売上原価	110,970		
販売費及び一般管理費	<u>8,544</u>	<u>302,920</u>	
営 業 利 益			4,052
III 営業外収益			
受取利息	40		
土地物件貸付料	82		
負ののれん償却額	463		
保険返戻金	121		
その他	<u>149</u>	856	
IV 営業外費用			
支払利息	201		
回数券払戻引当金繰入額	59		
その他	<u>39</u>	<u>300</u>	
経 常 利 益			4,608
V 特別損失			
退職給付費用	297		
臨時損失	<u>100</u>	<u>397</u>	
税金等調整前当期純利益			4,210
法人税、住民税及び事業税			2,279
法人税等調整額			△ 1,388
少数株主利益			<u>67</u>
当 期 純 利 益			<u><u>3,252</u></u>

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				少数株主持分	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計		
平成20年3月31日残高	13,500	13,500	3,196	30,196	429	30,625
連結会計年度中の変動額						
当期純利益	—	—	3,252	3,252	—	3,252
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	67	67
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,252	3,252	67	3,319
平成21年3月31日残高	13,500	13,500	6,448	33,448	496	33,944

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

連結子会社の名称

15 社

首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カー・サポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高ETCメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)

このうち、首都高カー・サポート(株)及び首都高技術(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。

また、前連結会計年度において連結子会社であった、トラスティーロード(株)、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーについては、吸収合併により首都高トールサービス西東京(株) (存続会社であるトラスティーロード(株)の商号を変更) として、(株)とうさい、(株)トーン及び(株)エフイージーについては、吸収合併により首都高トールサービス東東京(株) (存続会社である(株)とうさいの商号を変更) として、ケイエス(株)及び横浜アールエス(株)については、吸収合併により首都高トールサービス神奈川(株) (存続会社であるケイエス(株)の商号を変更) として、それぞれ連結子会社に含めることとしております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

0 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 (時価のないもの)

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主に先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) によっております。

(会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日) が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

2～51 年

構築物

2～45 年

機械及び装置

2～17 年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

(追加情報)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正 (「所得税法等の一部を改正する法律」(平成20年4月30日法律第23号) 及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」(平成20年4月30日財務省令第32号)) に伴い、当連結会計年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
(追加情報)
当社の連結子会社である首都高パトロール(株)については、当連結会計年度より退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更しております。
この変更に伴い、簡便法と原則法による退職給付債務の差額297百万円を特別損失に計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① リース取引の処理方法
リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ② 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- ③ のれん及び負ののれんの処理方法
負ののれん
2年間で償却しております。
- ④ 収益の計上基準
道路資産完成高
工事に係る受託業務収入
工事完成基準
工事完成基準
- ⑤ 消費税等の会計処理方法
税抜方式
- 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。
- 6 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
- (1) リース取引に関する会計基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しています。
- 2 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 - (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券 (国が保有している債券を除く。) に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 - (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- 3 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21 百万円
- 5 担保受入金融資産
短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。

内容	債券
時価	22,988 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 1 臨時損失
社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通株式 27,000 千株

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,238 円 83銭
1株当たり当期純利益金額	120 円 46銭

(重要な後発事象に関する注記)

- 1 多額な資金の借入
当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議 (借入金 (長期) 686億円以内) に基づき、平成21年4月1日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他12金融機関
借入金額	金160億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成21年5月15日
返済期限	平成26年5月15日
担保	無担保
資金の使途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

貸 借 対 照 表
平成21年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		6,601	
高速道路事業営業未収入金		40,384	
未収入金		4,289	
未収収益		0	
短期貸付金		23,858	
仕掛道路資産		352,554	
貯蔵品		177	
受託業務前払金		34,981	
前払金		601	
前払費用		156	
繰延税金資産		640	
その他の流動資産		1,948	
貸倒引当金		<u>△ 203</u>	
流動資産合計			465,991
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	832		
構築物	16,304		
機械及び装置	35,271		
車両運搬具	635		
工具、器具及び備品	166		
土地	268		
建設仮勘定	<u>1,819</u>	55,299	
無形固定資産		<u>717</u>	56,016
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,617		
構築物	0		
工具、器具及び備品	52		
建設仮勘定	<u>0</u>	3,670	3,670
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	92		
土地	<u>375</u>	467	467
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	9		
構築物	<u>0</u>	10	10
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,386		
構築物	13		
機械及び装置	9		
車両運搬具	29		
工具、器具及び備品	80		
土地	7,372		
建設仮勘定	<u>42</u>	11,933	
無形固定資産		<u>866</u>	12,800

vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0
vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,114		
敷金	787		
その他の投資等	40		
貸倒引当金	<u>△ 3</u>	<u>1,937</u>	
固定資産合計		<u>74,903</u>	
資産合計		<u>540,894</u>	
負債の部			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	44,092		
その他事業未払金	1,120		
一年以内返済予定長期借入金	10,822		
未払金	839		
未払費用	229		
未払法人税等	1,208		
預り金	664		
受託業務前受金	39,308		
前受金	1,376		
前受収益	270		
賞与引当金	845		
回数券払戻引当金	30		
その他の流動負債	<u>6</u>		
流動負債合計		100,815	
II 固定負債			
道路建設関係社債	115,714		
道路建設関係長期借入金	243,756		
その他の長期借入金	19,794		
退職給付引当金	29,800		
役員退職慰労引当金	<u>31</u>		
固定負債合計		<u>409,097</u>	
負債合計		<u>509,912</u>	
純資産の部			
I 株主資本			
資本金			13,500
資本剰余金			
資本準備金		<u>13,500</u>	
資本剰余金合計			13,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	1,780		
繰越利益剰余金	<u>2,201</u>	<u>3,981</u>	
利益剰余金合計			3,981
株主資本合計			30,981
純資産合計			<u>30,981</u>
負債・純資産合計			<u>540,894</u>

損 益 計 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	240,946		
道路資産完成高	43,588		
その他の売上高	<u>5,912</u>	290,448	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	183,405		
道路資産完成原価	43,588		
管理費用	<u>61,438</u>	<u>288,432</u>	
高 速 道 路 事 業 営 業 利 益			2,015
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	1,410		
駐車場営業雑収入	<u>389</u>	1,799	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,532	<u>1,532</u>	
駐 車 場 事 業 営 業 利 益			267
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	86	86	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	75	<u>75</u>	
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			10
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	67	67	
2. 営業費用			
高架下事業費	30	<u>30</u>	
高 架 下 事 業 営 業 利 益			37
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	12,838	12,838	
2. 営業費用			
受託業務事業費	12,625	<u>12,625</u>	
受 託 業 務 事 業 営 業 利 益			213
全 事 業 営 業 利 益			<u>2,544</u>
VI. 営業外収益			
受取利息	12		
有価証券利息	27		
土地物件貸付料	80		
雑収入	<u>82</u>	203	
VII. 営業外費用			
支払利息	182		
回数券払戻引当金繰入額	59		
雑損失	<u>15</u>	<u>256</u>	
経 常 利 益			2,491
VIII. 特別損失			
臨時損失		<u>100</u>	
税 引 前 当 期 純 利 益			2,391
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,042	
法 人 税 等 調 整 額		<u>△ 640</u>	401
当 期 純 利 益			<u><u>1,989</u></u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年3月31日残高	13,500	13,500	13,500	1,006	985	1,992	28,992	28,992
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立	-	-	-	774	△ 774	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	1,989	1,989	1,989	1,989
事業年度中の変動額合計	-	-	-	774	1,215	1,989	1,989	1,989
平成21年3月31日残高	13,500	13,500	13,500	1,780	2,201	3,981	30,981	30,981

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50 年
構築物	2～45 年
機械及び装置	2～17 年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

(追加情報)

法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」(平成20年4月30日法律第23号)及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」(平成20年4月30日財務省令第32号))に伴い、当事業年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 5 収益の計上基準
道路資産完成高 工事完成基準によっております。
工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(1) リース取引の処理方法
リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。
- 7 重要な会計方針の変更
(1) リース取引に関する会計基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。
当事業年度においては、該当するリース取引がないため、これによる損益に与える影響はありません。
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しています。
- 2 減価償却累計額
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産9,173百万円、駐車場事業固定資産1,461百万円、休憩所等事業固定資産7百万円、高架下事業固定資産15百万円、各事業共用固定資産1,021百万円であります。
- 3 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
- 4 重畳的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 898 百万円
短期金銭債務 5,580 百万円
- 6 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21 百万円
- 7 担保受入金融資産
短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。
- | 内容 | 債券 |
|----|-----------|
| 時価 | 22,988百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1	関係会社との取引高	
	営業取引による取引高	
	売上高	308 百万円
	仕入高	37,087 百万円
	営業取引以外の取引による取引高	5 百万円
2	臨時損失	
	社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数	該当なし
--------------------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	60 百万円
賞与引当金	344 百万円
回数券払戻引当金	12 百万円
退職給付引当金	12,128 百万円
役員退職慰労引当金	12 百万円
未払事業税	171 百万円
その他	17 百万円
繰延税金資産小計	12,748 百万円
評価性引当額	△12,108 百万円
繰延税金資産合計	640 百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

- 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	2	2
工具、器具及び備品	389	238	150
無形固定資産	92	39	52
合計	487	280	206

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	115 百万円
1年超	90 百万円
合計	206 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	115 百万円
減価償却費相当額	115 百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	35 百万円
1年超	145 百万円
合計	180 百万円

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成62年9月30日まで高速道路を借り受けております。

なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります(平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を14,035百万円減額しておりますが、この額は下記の数値に反映させておりません)。

1年内	193,928 百万円
1年超	10,890,635 百万円
合計	11,084,563 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	国土交通省(国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有)直接50.0%	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	2,078	—	—
							資金の借入(注2)	—	道路建設関係長期借入金	36,779
							受託業務前受金の受入	1,660	受託業務前受金	11,232
									未収入金	672
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有)直接26.7%	工事等の受託資金の借入	社会実験減収補填金の受入	5,739	高速道路事業営業未収入金	5,739
							受託業務収入	5,090	—	—
							資金の借入(注2)	—	道路建設関係長期借入金	36,779
							受託業務前受金の受入	7,089	受託業務前受金	23,875
									未収入金	470
							医療費助成拠出金の支払(注3)	100	—	—

(注1) 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

(注3) 社会貢献による医療費助成拠出金です。

2 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権の 過半数を自己 の計算において 所有している 会社等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債務 返済機構	東京都港 区	4,728,074	高速道路 に係る道路 資産の保有 及び会社への 貸付け、承 継債務の返 済等	なし	道路資産の借受	道路資産 賃借料の 支払 (注1) (注2)	183,405	高速道路 事業営業 未払金	17,277
									高速道路 事業営業 未収入金	14,737
						道路資産完成高 及び債務引受け	道路資産 完成高	43,588	高速道路 事業営業 未収入金	1,514
							債務引受けに 伴う借入金 債務の減少額 (注3)	44,567	高速道路 事業営業 未払金	66
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注3) (注4)	1,035,452	—	—
							当社借入に 対する被債務 保証(注5)	3,907	—	—
						資金の借入	資金の借 入(注6)	28,416	道路建設 関係長期 借入金	66,163

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
- (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに策定した「高速道路利便増進事業に関する計画」に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定を平成21年3月31日に見直し、料金の額及び貸付料等を変更しております。これによる損益に与える影響はありません。
- (注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (注6) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注7) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,147 円47銭

1株当たり当期純利益金額

73 円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

1 多額な資金の借入

当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(借入金(長期)686億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他12金融機関
借入金額	金160億円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成21年5月15日
返済期限	平成26年5月15日
担保	無担保
資金の用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐原 和正 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 暢一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒張 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に、多額の資金の借入に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐原 和正 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 暢一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒張 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に、多額の資金の借入に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月11日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 倉 澤 豊 哲 ⑩

監査役（社外監査役） 田 村 滋 美 ⑩

監査役（社外監査役） 宇 治 嘉 造 ⑩

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、経営基盤の強化に資することとするため内部留保したく、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社の自己資本の充実に努めるため、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1, 547, 871, 233円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1, 547, 871, 233円

第 2 号議案 取締役 1 名選任の件

取締役野口秀昭氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて取締役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者大沼広氏は、取締役野口秀昭氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、他の取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
大 沼 広 (昭和 24 年 10 月 16 日生)	昭和 48 年 4 月 首都高速道路公団採用 平成 16 年 5 月 同 業務部長 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社営業部長 平成 19 年 7 月 首都高速道路株式会社距離別料金本部事務局長 現在に至る	—

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって辞任により退任する取締役野口秀昭氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
野 口 秀 昭 (昭和 23 年 2 月 9 日生)	平成 20 年 6 月 首都高速道路株式会社常務取締役（財務、営業部門担当） 平成 21 年 3 月 同（財務、営業部門、距離別料金担当） 現在に至る